

(表5)

表5:法令に基づく府省共通手続  
申請等手続

整理番号	手続名	根拠法令、根拠規定	条	項	号	附則	手続を受け付けているシステム等の名称	平成22年度中のオンライン化の停止状況	平成23年度以降にオンライン化を停止している(停止する予定がある)手続	申請等件数の切り分けができない手続をまとめた名称	手続の年間申請等件数			オンライン申請等件数			平成22年度のオンライン利用率 (b/a × 100) %	備考①	電子署名の必要性	公的個人認証サービスの対応	備考②
											20年度	21年度	22年度 a	20年度	21年度	22年度 b					
1	意見募集に対する意見の提出	行政手続法	39	1			電子メール	0	0		-	-	-	-	-	-	本手続は、各省庁が政省令等の案を公示し、それに対する意見を電子メールやFAX、郵送等で広く受け付けるものであるが、それらの意見のうち集つた電子メールによるものかという観点での計測は行っていない。	-	-		
合計	1							0	0		0	0	0	0	0	0					

※ 「平成22年度中」:平成22年4月1日から23年3月31日までの間

※ 「平成23年度以降にオンライン化を停止している(停止する予定がある)手続」:平成23年4月1日から8月3日(新オンライン利用計画決定日)までの間にオンライン化を停止した手続、又は、8月3日までの間に23年度以降にオンライン化を停止することを公示している手続及び費用対効果の検証後意見聴取を開始している手続

申請等手続以外の手続

整理番号	手続名	根拠法令、根拠規定	条	項	号	附則	処分通知等を行うシステム等の名称	平成22年度中のオンライン化の停止状況	平成23年度以降にオンライン化を停止している(停止する予定がある)手続	備考
合計	1							0	0	

※ 「平成22年度中」:平成22年4月1日から23年3月31日までの間

※ 「平成23年度以降にオンライン化を停止している(停止する予定がある)手続」:平成23年4月1日から8月3日(新オンライン利用計画決定日)までの間にオンライン化を停止した手続、又は、8月3日までの間に23年度以降にオンライン化を停止することを公示している手続及び費用対効果の検証後意見聴取を開始している手続